

営業秘密法（損害賠償金）

【書誌事項】

当事者：A社（原告）vs B社、C、D、E、F、G、H（被告、C、DはB社の代表者、E、F、G、Hは元A社社員でB社に転職した）

判断主体：智慧財産法院

事件番号：102 民営訴字第6号

言渡し日：2017年12月7日

事件の経過：B社、C、D、E、F、G、Hは本件の営業秘密を取得、使用、漏えい、改ざん、改良してはならず、A社に連帯でニュー台湾ドル15億2200万元を支払うこと。

【判決概要】

営業秘密法第13条第1項第2号及び第2項に、「侵害者が侵害行為により得た利益を請求する。但し、侵害者はそのコスト又は必要費用を証明できない場合、その侵害行為により得たすべての収入を所得利益とする。」「前項に規定した侵害行為が故意の場合、裁判所は被害者の請求に基づき、その侵害の情状を酌量し、損害額以上の賠償額を処することができる。但し、その証明された損害額の三倍を超えてはならない。」と定めており、本件は台湾の営業秘密侵害案件の中で、史上最高額の賠償金を命じた判決である。

【事実関係】

A社に所属していたエンジニアのE、F、G、HはそれぞれA社の秘密を持ってB社に移籍した。その後、A社の営業秘密の技術をもとにB社のレンズの自動化生産過程を改善し、その技術の一部を特許出願し、A社の営業秘密を公開した。A社は、E、F、G、H及びB社の代表者Iと総経理Jに対して、営業秘密妨害に対する排除命令及び特許帰属の確認、連帯賠償を請求した。

【判決内容】

1. 被告らの行為はA社の著作財産権及び営業秘密を侵害した。

被告らは連帯してA社にニュー台湾ドル15億2200万元を支払わなければならない。その理由は以下のとおりである。

A社は本件の秘密技術を開発するため、研究費用に合計6億円以上かけた。営業秘密が一度秘密性を失ったら、秘密所有者が単独で当該秘密を享受、使用する優位的な地位がなくなるうえ、その後、当該秘密の使用や流出をコントロールできなくなる。その場合、秘密所有者が当該秘密を開発するための時間・労力がすべて無駄になる。A社がプラスチックレンズ産業にて高いシェアを持ち、同業者より高い利益率を誇り、当該営業秘密がA社にもたらす経済価値がA社の研究費用を超過したと考えられる。営業秘密法第13条第2項に基づき、懲罰性の損害

賠償金は3倍で計算することができるので、本件は研究費用の3倍の18億元以内が合理的として、A社が請求した15億2200万元を認める。

【専門家からのアドバイス】

1. 本判決は営業秘密への侵害に対して、台湾史上最高の賠償金額を下した判決である。
2. 営業秘密法では、営業秘密を保護するためにその賠償金は実質損害の三倍まで請求することができる定められているが、ここまで高額な賠償額を認めたケースは初めてである。
3. 特許の出願は時間・コストをかける上に、公開しなければならないというデメリットがある。それに対し、営業秘密の保護は近年台湾で充実してきており、技術を公開しなくてもよいメリットがあり、さらに本判決が前例となり、営業秘密の侵害に対して高額な賠償金を認定する際、躊躇することが少なくなると考えられ、特許出願ではなく、営業秘密という保護手段は今後ますます注目される。